資料5

平成２４年度以降の体制(案)について

１　名称
（仮称）熊本市公共交通協議会

２　位置づけ
熊本市附属機関設置条例に基づく市の附属機関

３　目的
バス交通に鉄軌道を加えた公共交通全般に関する諸課題について議論する協議会を設置し、公共交通の維持・充実を目指す。

４　主な検討項目
(1) 公共交通のグランドデザインに基づく施策
(2)バス路線網の再編
(3)（仮称）公共交通基本条例（公共交通空白・不便地域への対応）

５　協議方法
全体会にて協議し、必要に応じて専門部会を設置する。

６　構成メンバー
学識経験者、市議会議員、公共交通事業者（バス、鉄軌道、タクシー）
市民（公募）、経済・福祉・環境・教育分野、マスコミ
行政（国、県、熊本都市圏協議会、市）

７　協議会の発足について
平成２４年５月頃